

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名です。なお、欠席届のありました議員は2名です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から11番反甫議員、14番南議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、京西議員。

(21番 京西且哲議員登壇)

○21番 京西且哲議員

議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。担当の理事者の皆様には、質問に対する御答弁よろしくお願い申し上げます。また、各議員の皆様方におかれましては、質問の間御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回の質問のテーマは通告のとおりであります。質問の趣旨は、公共工事等の発注において、市が算定する適正価格の考え方を聞き、問題点と課題を指摘し、時代錯誤の古い庁内規定の見直しを求めるものであります。それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、現在の発注業務の内容についてお尋ねいたします。公共工事及び業務委託について、どのように発注しているのかを、

その内容について御説明ください。

2つ目、あわせて設計価格と最低制限価格の算定方法について御説明ください。

以上、御答弁よろしくお願い申し上げます。後の質問は自席にて行います。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

初めに、発注業務の事務の流れについてですが、工事と一部の測量・建設コンサルタント業務につきましては、担当部署において設計、積算を行い、契約検査課にて業者選定から契約までの事務を行っております。また、業務委託につきましては、全ての事務を担当部署にて行っております。

次に、設計価格についてですが、工事と測量・建設コンサルタント業務につきましては、国により公表されている基準、労務単価、市場単価を用いて算定し、公表にないものについては見積りを用いて算定しています。

業務委託の設計価格につきましては、業務委託の内容により、工事と同様に国の基準により算定するもの、見積りにより算定するものがあります。

最後に、最低制限価格についてですが、工事に関しましては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して設定し、測量・建設コンサルタントにつきましては、岸和田市独自の算出方法を定め、設定しております。

業務委託の最低制限価格につきましては、測量・建設コンサルタント業務の考え方を参考に設定しているものもありますが、それぞれの担当部署において設定することとしております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

ちょっと分かりにくかったので、私から整理して説明します。工事関係と測量及び建設コンサルタント業務についての発注は契約検査課の所管、業務委託の発注はそれぞれの所管課から発注しているということでもあります。

最初に、契約検査課が所管する公共工事及び測量・建設コンサルタントについて、工事の最低制限価格はどのように設定しているのか、具体的に御説明ください。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

工事の最低制限価格の設定方法につきましては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じた額、共通仮設費の額に10分の9を乗じた額、現場管理費の額に10分の9を乗じた額、一般管理費等の額に10分の6.8を乗じた額、これらを合計して得た金額の1000円未満を切り捨てた額により設定しております。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

これもなかなか分かりにくい。まず、格付対象の業種が6業種あるんですが、土木、建築、舗装、電気、管、造園、それぞれの最低制限価格の設定率について御説明ください。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

最低制限価格は、先ほど説明させていただきました設定基準を用いまして計算した金額で設定していますが、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるものにあっては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額にて設定しているところです。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

これまた分かりにくいですね。私から分かりやすく説明します。なかなか、今、部長がおっしゃっていただいた率は理解しにくいと思うので、私が令和6年度に既に発注されている入札結果からデータを拾いました。それをちょっと申し上げていきますね。積算して、設計価格を今、予定価格と言っているんですが、これに対する最低制限価格、この価格を下回って入札すると失格、この範囲内で最低の金額のところは落札、こういうことですね。この最低制限価格の率の話は今しているんですけども、設計価格、予定価格に対する最低制限価格の率はどうなっているかといいますと、土木で90%から88.8%まで、建築で92%から91%まで、舗装で90%から89%まで、電気で92%から90%まで、管工事で92%から89%まで、造園工事で92%から89%まででありました。

先ほどからおっしゃっている国の基準、国からの通達に従って、今、契約検査課は工事については算定しているということで、これは何かといいますと、令和4年3月に総務省と国土交通省から各自治体、都道府県を通じて市に出ている分なんですけど、この通達に基づいて算定を今してくれているということでございます。この通達は何かということ、名称を言います。ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等についてということでの指導がありました。本市においてもこれに基づいて契約検査課は、工事についてはこれを用いて算定しているということで、今言いましたように6業種については、ほぼ予定価格の90%のところは線を引いている。88%とか89%で引いている

ということでありませう。ここまでちよつと御理解いただけたらと思ひませう。

それで、さきの答弁で、建設工事関係は国の通達に基づいて算定して率を出しているということですが、契約検査課から発注する測量・建設コンサルタント業務については、この国の算定基準を適用してゐなくて、岸和田市独自の方法で算定しているということだ。なぜ国の通達、指導を適用しないのか、まずお答へください。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

今、議員から御案内ありましたように、公共工事につきましては、国の算定基準の適用に関しまして、通達で明確に指導されておりますので、これにのっとりております。一方、測量・建設コンサルタント業務については、明確に国がこれでというふうな指導がございませんので、本市独自の基準を設定して運用させていただいているところだ。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

指導がなくて、コンサル業務については適用は特に求められてゐないということだ、市独自の最低制限価格の算定をやっているということだとして、市独自の最低制限価格の算出や設定の率を、これも同じく入札結果からはじき出ささせていただきました。ほぼ50%になっています。50%ということはどういうことかということだ、設計価格、予定価格、市が積算して、この仕事についてはこの価格ですよという額から50%を切っている。要は半値のところだ線を引いているということだ。ということだ、市が積算して、この業務についてはこんなけのお金が必要と云っている額の半値、50%のとこ

ろで線を引くということは、半値でもいいですよという話になっているということだあります。

これは何でこういうことになっているのかということだ、事前にいろいろと協議させていただきませうましたが、明確な算定式もないんです。何でこうなっているということだ、昔からこうだしたという話なんですよ。それと、この価格でも業者は入札してくるんですという話。こういうことだ、いわゆる昔からの古い風習に基づいて最低制限価格を設定しているというやり方は、もうやっぱりそろそろ見直す時期に来ているのではないかなということだであつて、私は、この質問を今させてもらっているんです。

もう1点、入札結果を調べている中でちよつと問題になってきたのが、特にコンサルの入札なんですよ、令和6年10月に執行された分だ、市有建築物電灯設備改修工事に伴う設計委託が指名競争入札だ、市が46社を指名しています。46社を指名して、45社が入札辞退、参加してゐないんですよ。1社だけが入札していると。こういう形の現象が起こっています。ほかにも多々こういう形の入札があるんです。天の川浄苑受電設備改修工事实設計業務委託については、10社を指名して9社が辞退、1社が入札みたいなことになっているんです。工事についても、32社を指名して、10社が辞退ということになっております。工事については、最低制限価格は半値ではなくて、90%ぐらいで線を引いてゐてもこういうことが起こっているということを見れば、設計価格自体が市場の価格とずれが出てきているようなことになっているのではないかなという見方も私はしているので、その辺も含めてよく調査していただきたいと思ひています。

次にお伺ひいたします。もう一方の各担

当課から発注している業務委託についてお尋ねいたします。岸和田市には約70のそれぞれの担当課、所管課があります。これも広報広聴課から資料を頂きまして、年間の各課の業務委託契約の一覧表を頂きました。ここをずっと見ていきますと、ほぼ全ての課からこのような業務委託を発注しています。これも調べていきますと、1年間に1300件を超えるぐらいの業務委託の発注があります。業務の種別については96種類あります。例を挙げますと、調査研究委託業務、システム運用・保守業務、清掃・警備業務、使用料等徴収業務、コールセンター業務、保健指導、健診業務、レセプト点検業務など様々あります。各分野にかなり広くまたがっておいて、これも契約金額が出ていますので、私がざっと集計だけしましたら107億円ありました。1年間に業務委託がそれぞれは少額であっても、ずっと集計すると100億円を超えるぐらいの業務委託が発注されているんです。こうなってくると、やはり予算の使い方、業務の在り方、内容というのは、予算から見てもやっぱり重要な位置づけであると私は思っていますので、この点についても指摘したいと思えます。

そこでお尋ねします。業務種別が維持管理となっている案件に絞って質問します。まず、発注に当たって、この設計価格をどのように算定しているのか御説明ください。

**○烏野隆生議長**

河畑建設部長。

**○河畑俊也建設部長**

建設部に関わるものについて御答弁申し上げます。

設計価格につきましては、人件費及び必要機械等の直接作業費に、必要経費である共通仮設費、現場管理費、一般管理費を積み上げ、算出しております。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

それでは、維持管理業務の作業内容について説明してください。

**○烏野隆生議長**

河畑建設部長。

**○河畑俊也建設部長**

道路の維持管理業務の作業内容について申し上げますと、市が管理する道路のパトロール、緊急を要する道路施設及び道路附属物の軽微な修繕、街路樹の剪定、除草作業などを行っております。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

今、答弁にあった街路樹の剪定について話したいと思えます。道路の街路樹であったりとか公園の樹木に対する市の考え方がどうもやっぱり間違ってきているように私は思っています。これはなぜかということ、岸和田市でも、まちの景観をかなり重視して、条例もありますし、そういう審議会もあって、まちの景観をどうやって整えていくかということには意識はあるはずなんです。このまちの景観を構成する中に、僕は、街路樹、樹木の姿であったりとか、公園の木の姿であったりとか、これらはやっぱり重要であると思えます。しかし、建設関係から発注される道路の街路樹だったりとか公園の樹木については、剪定という部分が、ただ単に枝を落とすだけでいいというようなことに今なっていて、その理由はなぜかということ、地域から言われる、落ち葉がごみであるというような認識、枝が邪魔やから切ってくれというような要望、こういうことがやっぱり根本的にあるようで、枝を極端に切ったりとか、木を根元から伐採したりとか、こういうことが多々事例として目にします。

多分担当している職員は、やっぱり技術も持っていますし、知識もあるから、おかしいなと思いつつも、苦情が来たりとか、地域から要望が上がってくれば、それをせざるを得ないということになっているのではないかなと思っています。こういうことを繰り返していると、いつまでも岸和田のまちの景観、街路樹の姿がきれいな岸和田のメインの通りなりというものが多分形成されないと思います。ここをもう1回考え直していただきたいと思っています。

1つ事例を言うと、南海岸和田駅から東側のエリアは地域の方々が協議会を組んで、岸和田駅東地区景観まちづくり協議会を組んでくれています。まさしくこの通りの街路樹が12月、先週から、剪定という名で伐採されていていっています。まだ今、イチヨウの木が紅葉して、美しい姿であるにもかかわらず、ばんばん枝を落としています。もう既に終わっているから、イチヨウの木が電信柱みたいになっていますよ。こういう岸和田のメインの通りでもこういう形での業務の収め方をしていくというのは、もう1回考え直していただきたいということを申し上げておきます。

次に、維持管理業務の最低制限価格の設定基準について御説明ください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

契約検査課の測量・建設コンサルタントにおける算出方法を参考にしております。

○烏野隆生議長

京西議員。

○21番 京西且哲議員

そういうことなんですよね。それぞれの課で、そういう考え方に基づいて何か数字を出しているということを全くやってないんです。だからこういう結果になっている

んだと思います。

契約検査課が作成しておる入札・契約事務マニュアルというのを見せていただきました。ここに何を書いているかということ、この中に最低制限価格制度という項目がありまして、ここにどう書いているかといいますと、より安いものを追求し過ぎると、下請にしわ寄せが行き、労働条件が悪化すると書いています。岸和田市の運用の仕方はどうかということ、大半が人件費である業務委託は作業員の労働条件を守るために最低制限価格を設定するということが記載されています。

しかし、私も各課からヒアリングさせていただきまして、例えば、教育委員会が発注している学校の樹木の剪定業務については、最低制限価格を設けていません。これを世間では底なし入札と言うんですよ。1円でも入札して落札できるんですよ。だから、これは以前にも社会問題になって、さっき言いましたように国からのいろんな通達が出て、極端な低価格入札はやめなさい、適正価格での業務発注をしなさいという方向になってきているにもかかわらず、こういう状態がまだ残っています。

ほかの課についてはどうかということ、予定価格の80%ぐらいに設定しているところもあれば、その課独自の考え方に基づいて、先ほど言いました国の基準に基づいた算定をしている課もあります。作業内容が同じ剪定業務であっても、庁内の各課によって異なった基準を用いて業務の発注をしているという、これがやっぱり問題であるということも指摘しておきます。

そもそも、いわゆる技術系の課以外からも発注しているということなので、そういった課に技術職がいなくて、算定や維持管理を発注した後の現場の管理、パトロール、こういうものがそういう技術系の知識

とか経験のない職員だけの担当課、例えば総務管財課であったりとか、観光課であったりとか、市民課、子育て施設課、産業政策課、農林水産課、文化国際課、生涯学習課、図書館、こういうところについては、そういう積算の能力、知識も多分ないと思うんです。現場に行ったところでどんな作業をしているかも分からんし、携わっている職員との話も多分できないと思うんですけれども、こういうのはどんな形で積算したりとか現場管理をしているのか心配になっているんですけど、そういう課から部長のところ、積算をどうしたらいいですかとか、現場管理をどうしたらいいですかとか、相談というのは来るんですか。ちょっとそこを教えていただけますか。

**○烏野隆生議長**

河畑建設部長。

**○河畑俊也建設部長**

建設部の受け持つ業務に関するもので、ほかの部より、例えば樹木の剪定手法などの技術的な相談を受けた場合は、アドバイスをさせていただいております。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

だから相談があればでしょう。多分ないんですよ。だから、それぞれの課はどうしているかという、去年こうやったからとか、今までこの数字でこういう率を出しているからって、それでずっと来ているんですよ。多分、何十年とこのやり方をしていていると思います。その間に物価が上がる、人件費が上がる、世の中の姿が変わってきている中でもこのやり方をずっと続けてきている。このしわ寄せを業者に押しつけているという形になっているのが今の姿です。こういう形での、例えば底なし入札であったりとか予定価格の50%、半値での発注

とかということの低価格での業務委託の契約は、企業にとっては取るんかも分からんですけども、利益は間違いなく小さいですよ。極端な話、ないかも分からん。こんな形がその企業の労働条件の悪化につながるし、現場でのトラブルにつながると考えています。

作業中のパトロールの実施は、建設部の関係であれば十分されているのかなと思うんですが、現場のパトロールの実施の基準、あるいは完成したときの検査の実施の状況、この辺はどうなっているんでしょうか。

**○烏野隆生議長**

河畑建設部長。

**○河畑俊也建設部長**

パトロールの実施基準というものは特にございませんが、基本的には仕様書に基づき実施していただくこととしております。業務委託の作業内容といたしましては、定期的な作業や緊急対応のほか、様々な対応がございますので、その都度状況に応じた対応をしております。

また、作業の進捗や完了状況につきましては、職員が日常の維持管理業務の中でその都度確認しております。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

部長はそう言うけど、現場へ来てないって言うてますよ。これ、多分行けないんやと思います。職員の数も少なくなっているし、業務も増えているし、多分行く時間がないんやと思います。だから、軽微な剪定であったりとか補修という意識があるので、出来上がった時点で見に行こうかという程度やと。多分ですよ、違っていたらごめんなさい。でも、そうなっているように思います。

だから、さっき言いましたように、岸和

田駅東の街路樹、メインの通りでありながら、ああいふ形で仕事を収めてしまっているということにつながっているような気がするんです。だから、そこらは価格だけではないと思いますけども、間違いなく企業が利益を上げて従業員の雇用形態なり労働環境をよくしていこうと思えば、やっぱり会社は利益を上げないと駄目なので、そんな半値であつたりとか、半値を切って底なしの入札でも契約して、取りあえず取るだけ取ろうかみたいなことになってしまうと、やっぱりそういうことになっていくと思うので、発注すれば、その仕様書どおりの作業が行われているか、現場のパトロールもできるだけやっぱり充実して、重きを置いてほしいということを目指しておきます。

最後の質問です。業務委託については、それぞれの担当課が最低制限価格を独自に設定しているために、庁内でばらばらになっています。契約検査課においても、工事と測量・建設コンサルタントの最低制限価格の設定基準も違ってきます。近年の働き方改革とか人件費、材料費の高騰を考えれば、現状の半値の受注、発注ではなく、適正価格での受注になるように市として見直すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

業務委託の最低制限価格につきましては、議員御指摘のとおり、それぞれの担当部署において設定しているため、設定に当たっての考え方が統一できていないというのが現状になります。今後、業務委託の分野ごとに統一した考え方ができるよう、関係課を含めまして協議してまいりたいと考えております。

また、測量・建設コンサルタントにおけ

る最低制限価格の設定基準につきましても、平成18年度から運用しているもので、近年の働き方改革や物価高騰など、社会情勢の変化への対応が求められているところです。近隣市の動向も参考に、基準の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

岸副市長。

**○岸勝志副市長**

市全体に関することですので、私から答弁させていただきます。

適正な価格での受注、これは単に請負者の利益確保だけではなくて、持続可能な社会と経済を支える重要な部分であると思います。そのためには市役所と事業者、双方の責任と協力が不可欠であると認識いたしております。

今、議員御指摘の最低制限価格の見直しにつきましては、検討を重ねて、早急に対応を協議してまいります。

**○烏野隆生議長**

京西議員。

**○21番 京西且哲議員**

副市長もその辺の認識を持っていただいたということで、早急に今後の対応については協議していただいて、見直す点を明確にして対応していただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

最後に、私から質問のまとめをしたいと思っております。配付させていただいています資料をちょっと見ていただきたいと思います。この10年間のデータをまとめさせていただきました。①と書いている本市の登録業者数であります。これを見ていただいたら、本社または支店、営業所を岸和田市に置いているのが市内業者と準市内業者であります。これの登録数であります。見ていただいたら、10年前と比較すると、市内業者が4社減少して、準市内業者が4社増えてい

ます。これは岸和田市の本社を例えば大阪市に移すなどして、聞きますと、そうしたほうが仕事が取れる、受注の機会が増えるという理由がどうもあるようです。岸和田市にとっては大変残念な状況が起こっているということを認識していただきたいと思います。

次に、この10年間の全体を見れば、コンサルの市外業者が77社減少しています。その他の業種においては、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、一番上の段を見ていただけたら、一般会計の予算規模を書かせていただきました。この11年間で約120億円も増加しています。市の予算自体は大きくなっています。規模が拡大しています。予算は約120億円も増加して拡大しているんですが、契約件数はこの10年間全く増えていないということは、岸和田市での仕事をやる機会が、経済の拡大、予算の拡大から見れば、逆に大きく減少しているというふうに見るほうが正しいのかなと思います。要は、市から出るいろんな業務というか仕事は、金額的には増えているが、契約件数は横ばいのまま来ているということは、社会が大きくなっているのに、業者の数も増えていない、契約件数も増えていないということは、じゃあそのお金はどこに行っているのかという話になるんですけども、そういう建設関係の業者からすれば、岸和田市でおっても仕事をもらえないよ、仕事の機会はないよということに多分なっているんやと思います。だから、そういったところもよく見ていただいて、考えていただきたいと思います。

ということはどういうことかという、岸和田市における雇用の規模というのは、経済は拡大しているけども、このままということは、横ばいで来ているということは、多分、雇用のチャンス、要は雇用自体が縮

小していると見るほうが僕は正しいと思っています。まさしく経済活動が衰退しているということにつながるんだと思います。したがって、人口は減少しますし、特に働く世代、子育て世代については魅力のないまちになっているということを多分認識したほうがいいんやと思います。今の人口は18万6742人ということで、だんだん減ってきていますよね。こういうところにも原因があるのではないかと私を感じています。

今回の質問で、維持管理の業務の発注について見直しと改善を求めさせていただきました。市が所有する様々な管理物の姿が、岸和田市というまちの姿、印象、イメージをつくる重要な要素であります。先ほど言いました街路樹もそうなんです。こういうことを考えると、一つ一つそれぞれの担当課が、担当者がそういう意識を持って業務をつくり、業務を発注し、業務を管理していただきたいと思います。

最後に言いますが、岸和田市中小企業振興条例というのがあります。この理念をもう1回理解していただいて、企業が岸和田市において定着して、健全な経済活動が続けられるように、適正価格での契約ができるよう、最低制限価格をはじめ、発注業務の見直しを強く求めさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

次に、海老原議員。

(6番 海老原友子議員登壇)

#### ○6番 海老原友子議員

議長から発言のお許しが出ましたので、一般質問に参加させていただきます。

私の質問は乳幼児の発達支援についてです。本市では今年4月から、国の方針を受けて、母子保健と児童福祉が一元化された

ことにより、乳幼児健康診査が健康推進課から子ども家庭課へ移管され、こども家庭すこやかセンターが保健センターに開設されました。また、児童福祉法の改正により、障害児支援施策も変わり、福祉総合センター内にある総合通園センターの福祉型児童発達支援のパピースクールと、医療型児童発達支援のいながわ療育園が一元化され、児童発達支援センターとして、地域の中核的役割として位置づけられることになりました。

岸和田市で生まれた子供たちは、4か月、1歳半、3歳と乳幼児健診を受けます。そのとき、発達や育児など、問題や課題を抱えるケースであった場合、個々に必要な助言指導や療育を受けることになっていると思われまます。そこで、どのような経緯をたどり、子供たちがそれぞれの発達が保障され、豊かに伸び伸び成長しているのかを質問させていただきながら確認したいと思ひます。

質問です。4月から開設されたこども家庭すこやかセンターにおいて、これまで健康推進課で行われていた乳幼児健診が実施されていますが、本市での令和5年度、今年度の乳幼児健診の状況についてお聞きします。受診数と受診率、その健診の結果、発達面で要観察となった人数とその率を教えてください。

最初に日本共産党の海老原友子と言うのを忘れてしまいました。壇上での質問は以上とし、これよりは自席にて行ひます。よろしくお祈ひします。

#### ○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

#### ○大西謙次子ども家庭応援部長

各健診の実施状況ですが、4か月児健診は、令和5年度受診人数が1125人、受診率は96.2%、令和6年度上半期受診人数が605

人、受診率は95.4%で、そのうち要経過観察となった乳児はいません。

次に、1歳6か月児健診につきましては、令和5年度受診人数が1251人、受診率は97.6%、そのうち要経過観察となった幼児は614人、49.1%です。令和6年度上半期受診人数が552人、受診率が92.9%、そのうち要経過観察となった幼児は241人、43.7%。

3歳児健診においては、令和5年度受診人数が1222人、受診率が90%、そのうち要経過観察となった幼児は197人、16.1%。令和6年度上半期受診人数が646人、受診率が90%、そのうち要経過観察となった幼児は120人、18.6%となっております。

#### ○烏野隆生議長

海老原議員。

#### ○6番 海老原友子議員

高い受診率を維持していただき、その中で要経過観察のケースを、ほぼ50%に近いケースを把握していただひていることに感謝いたします。

ところで、要経過観察となった児童についてはどのようなフォローをされているのか教えてください。

#### ○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

#### ○大西謙次子ども家庭応援部長

要経過観察となった児童につきましては、保健師から保護者へ電話や来所面接、訪問などにより、健診受診後のお子さんの家庭や保育所、幼稚園等での様子などを確認したり、経過観察を目的とした約束健診の受診を案内したり、発達相談を受けるよう案内するといったフォローを行っております。

また、一部の乳幼児につきましては、経過観察教室、本市ではのびのび教室という名称で、こども家庭すこやかセンターで行っている教室に通ってもらひ、継続して児童の経過観察と、集団の中で楽しく遊ぶこ

とにより、児童と保護者の育ちを支援しているところでございます。

**○烏野隆生議長**

海老原議員。

**○6番 海老原友子議員**

要経過観察の児童に対しても手厚くフォローされていると分かりました。健診後のフォローで発達相談を案内するということですが、発達相談はどのような経緯で受けることになるのでしょうか。令和5年度と今年度上半期の実施状況を教えてください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

発達相談につきましては、保護者から発達に心配があると相談を受け、発達相談に進むこともありますし、乳幼児健診の結果、発達相談を受けることを勧められます。また、お子さんが所属している保育所や幼稚園などから保護者に受けるように勧められ、発達相談に至る場合もあります。

1歳6か月児健診や3歳児健診、約束健診と併せて行う発達相談の実施状況ですが、令和5年度は334人、令和6年度上半期は167人となっています。公立保育所や民間保育園、認定こども園などに通う児童、また、こども家庭すこやかセンターが実施しているのびのび教室に通う児童に対する発達相談は、集団でのお子さんの様子の観察を行う集団観察を含めて、令和5年度は732人、令和6年度上半期は502人となっております。

**○烏野隆生議長**

海老原議員。

**○6番 海老原友子議員**

発達相談の人数が、去年は732人、今年度は上半期で500人を超えていて、とても頑張ってくださいっていると思います。

それでは、令和5年度と今年度ののびのび教室の実施状況と、のびのび教室に通う

お子さんへの支援を教えてください。また、のびのび教室の通室につながらなかったお子さんにはどのような支援がなされているか教えてください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

のびのび教室は、保護者同伴で週1回の継続した通室としており、1クラスの定員を15人としているため、利用人数に応じてクラス分けなどを行っております。令和5年度の実施状況は、52組、延べ791人の通室がありました。令和6年度上半期は29組、延べ358人となっております。

のびのび教室利用者には、発達相談員や校区担当の保健師、のびのび教室の保育士が保護者とやり取りして、継続して経過を確認しています。半年や1年で定期的に約束健診や発達相談を実施し、お子さんの成長の様子を確認し、保護者と相談しながら、児童発達支援や総合通園センターなどでの療育につなげることもございます。

のびのび教室に通わなくても発達相談員や校区担当の保健師が保護者とのやり取りや定期的な約束健診、発達相談の実施により、継続したお子さんの成長の確認と療育につなげるなどの支援については変わりございません。

また、保育所や幼稚園での発達相談、集団観察では、保護者だけでなく、日々関わる保育士や教諭とも、それぞれの児童へどのようなことに気をつけて関わるとよいかなどの情報の共有をしております。

就学前のお子さんに関しては、就学支援委員会に出席し、教育委員会と連携して、お子さんにふさわしい支援の場や支援方法の検討に協力しています。今後も児童と保護者への丁寧な関わりを継続してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

支援の必要なお子さんへの療育につなげたりとか、幼稚園や保育所で関わる職員への情報共有もされているということをお聞きしました。

それでは、こども家庭課における相談活動において、保育所、幼稚園での相談、観察では、保護者だけでなく、担任の先生とも、子供に関わる情報共有とか関わり方をしていることが分かったんですが、保護者は子供の発達について学ぶ機会はあまりありませんし、どうしてお子さんがそういう姿になるのか、なかなか受け止めにくいこともあると思います。また、気になったとしても、相談や教室に一步を踏み出すには不安を伴います。その不安に寄り添いつつ、1人で悩まないよう支えておられる母子保健活動には頭が下がる思いです。

さて、次に、発達の支援が必要になったお子さんは、サービスを利用するために子育て支援課で手続きをすることになります。児童福祉法に基づき行われている障害児通所支援の主なサービス内容として、未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適用訓練などの支援を行う児童発達支援、そして、保育所、乳児院、児童養護施設等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援などがあります。また、就学している障害児に対して、授業の終了後などに生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う放課後等デイサービス等が挙げられますが、それらの利用手続についてお伺いします。

○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

障害児通所支援サービスのサービス利用開始までの流れですが、まず、希望されるサービスの利用についての申請書と、児童の障害の程度が分かる書類を保護者から市へ提出していただき、次に、サービス利用計画案を保護者あるいは障害者相談支援事業者から市へ提出いただいております。その後、市で審査を行い、支給決定とともに、受給者証を保護者に交付します。保護者は希望される通所支援事業者に受給者証を提示し、契約締結を経てサービスの利用開始となります。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

発達の遅れや障害の程度によって、1月当たりの利用料、何日とか何回という支給決定がされるわけです。その受給者証の交付件数と利用状況について教えてください。

○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

まず、令和5年度末時点での受給者証の交付件数ですが、児童発達支援は220件、保育所等訪問支援は88件、放課後等デイサービスは683件でございます。

次に、利用実績ですが、児童発達支援につきましては、令和5年度は2379人、令和6年度上半期は1314人、保育所等訪問支援につきましては、令和5年度は505人、令和6年度上半期287人、放課後等デイサービスは、令和5年度が1万897人、令和6年度上半期は5732人となっております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

児童発達支援は、今年度上半期で1314人

ですから、昨年の2379人を今年度は大きく超えると思われます。本市にある児童発達支援の事業所数を教えてください。

○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

令和6年12月1日現在で40か所でございます。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

40か所の児童発達支援の事業所があると聞いて驚きました。他市の事業所を利用されている方もいると伺っていますが、民間の事業所では、それぞれ特徴を持ち、工夫されながら保護者のニーズに据えているとお聞きしています。保護者も選択肢が増えたことによって、家の近くだとか、送迎があるところなど、家庭の事情に合わせて選んでおられるそうです。

冒頭壇上で述べました総合通園センターは、本市が直営で行っている事業であり、肢体不自由などの障害や発達に課題のあるお子さんの療育の実践において全国的にも歴史のあるところですよ。

今年度より総合通園センターのいながわ療育園とパピースクールが一元化されましたが、この一元化された理由を教えてください。

○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

従来、児童発達支援の類型につきましては、福祉型と医療型が混在しておりましたが、児童福祉法が改正され、障害の種別にかかわらず障害児を支援できるように児童発達支援の類型が一元化されたためです。令和6年4月1日より施行しております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

一元化されて、パピースクールはパピークラス、いながわ療育園はいながわクラスになりました。その総合通園センターでは、今年度から新たな事業を実施しているとは伺っていますが、どのような取組でしょうか教えてください。

○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

○大西謙次子ども家庭応援部長

今年度から週2日通園クラスというのを実施しております。月曜日・火曜日クラスと木曜日・金曜日クラスがあります。その他の曜日は、家庭保育もしくは障害児通所支援事業所を利用することとなります。各クラスとも定員は5名程度で、市内在住の受給者証をお持ちの未就学児童が対象となっております。

また、本市在住で保育所、幼稚園、こども園などに在籍している3歳から5歳までの児童と保護者を対象としたにこにこひろばというものを開催しております。発達につまずきを感じている児童とその保護者が集い、散歩や遊びを中心に、保護者同士の交流や職員との相談を実施しております。毎月第1・第3水曜日、定員は6名で電話予約が必要となっております。

○烏野隆生議長

海老原議員。

○6番 海老原友子議員

新たな事業にも取り組み、入所児童も若干ながら増加していると伺っております。また、従来から実施されているあそびの広場は、受給者証の要らない事業で、お子さんの発達や行動面で気になったり、育てにくさを感じておられる保護者がお子さんと一緒に遊ぶというものですが、地域の親子が多く参加されていると聞いています。今

後も保護者ニーズを受け止め、地域における障害児支援の中核的な役割を担う施設として発展していただきたいと思っています。

次に、保育所などに入所しているお子さんの中で、発達の支援に必要な児童数について、令和5年度及び令和6年度の人数を教えてください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

発達面において支援が必要な児童は、令和5年度、1歳児1人、2歳児18人、3歳児31人、4歳児44人、5歳児38人、合計132人となっております。令和6年度、1歳児2人、2歳児18人、3歳児31人、4歳児38人、5歳児40人、合計129人となっております。

**○烏野隆生議長**

海老原議員。

**○6番 海老原友子議員**

いずれも2歳児からは2桁となり、3・4・5歳児においては30人超え、合計約130人の子供たちが保育所に入所していることになります。保育所などで障害児を受け入れる場合、保育士が加配されていると伺っていますが、具体的に公立保育所では何人の保育士を加配しているのか教えてください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

障害児の受入れにつきましては、公立保育所においては、児童の発達状況により保育士を加配し、民間園には加配保育士に対する補助金を交付しております。公立保育所11か所における障害児加配保育士の人数は、今年度28人となっております。

**○烏野隆生議長**

海老原議員。

**○6番 海老原友子議員**

11か所の公立保育所に支援の必要な児童が約130人いて、加配保育士が28人ということは、保育所の規模はいろいろありますが、単純に平均して、1つの園で約12人の支援の必要な子供がいて、それに対する加配の保育士が2人から3人まで配置されていることとなります。

公立の幼稚園の状況もお聞きしました。支援の必要な園児の人数と、それに対する介助員の配置数は、令和4年度119人に対し45人、令和5年度は123人に対し44人、令和6年度は128人に対し44人となっております。これも単純に平均して、約3人の支援の必要な園児に対し1人の介助員の割合です。そして、3歳児を受け入れている園が少ないにもかかわらず、3歳児のクラスで毎年20人を超える支援が必要な園児がいると伺っています。また、令和4年度から今年度は園が2園減少したにもかかわらず、支援が必要な園児は増えている実態があります。

このように公立の幼稚園、保育所では、支援の必要な児童を多く受け入れ、加配保育士や介助員を配置していただいているところですが、現場は大変だという声を双方からお聞きしています。保育所や幼稚園に入る前に、こども家庭すこやかセンターののびのび教室や総合通園センターでのあそびの広場、パピークラスやいながわクラスを経ることで早期療育を受けることができます。

私も隣の貝塚市で早期療育に携わっていましたが、発達に課題のある子供たちは、自分のしたいことでも人との関わりにおいてうまくいかないことが多く、自信をなくしがちです。早期療育は、今うまくいなくても大丈夫、もう1回一緒にやってみよう、あなたのやり方やタイミングでチャレンジすればいいんだよという練習に取り組

んでいます。この経験は、子供にとって自信になり、集団生活を楽しんでいく力となり、そして保護者にも、お子さんのプラス面を見いだす結果になり、子育てに楽しさと自信を持てるようになることにつながると思います。

今年度、総合通園センターで開始されたにこにこひろばは、幼稚園、保育所に行かれていますお子さんとその保護者が対象ですが、保護者同士をつなぐとてもすばらしい事業だと思います。保護者が少し不安に感じたら、いつでも気軽に相談できる窓口がもっと必要かと感じます。

また、利用契約に基づく保育所等訪問支援以外にも、保育所や幼稚園の先生の少し気になる、ちょっと専門職に見てほしいという声に対応できる仕組みが必要ではないかと思います。こうした現場支援を手厚くするシステムづくりに、子ども家庭課と子育て施設課、さらに児童発達支援事業所を管轄する子育て支援課が前向きに検討していただけるよう切に要望するところでありますが、この3課を所管する子ども家庭応援部の見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

広くアナウンスできていないんですけれども、現在も幼稚園や保育所、また認定こども園などから専門職の派遣要請があれば、日程調整をして現場に出向いておりますので、お困りの場合は御相談いただければ適宜対応していきたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

海老原議員。

**○6番 海老原友子議員**

実に控えめ過ぎる御答弁かと、ありがとうございます。実際、現場の声に答えることをしていただいているわけではありますが、

広くアナウンスできない、それは専門職が足りていないことを物語っているのではないのでしょうか。乳幼児健診、子育て、児童発達支援が1つの部になったのですから、もっとアナウンスできるよう、連携してできることを事業として拡充して行ってほしいと思います。

そして、あつてはならないことですが、他市で発生している子供たちへの不適切な対応に至らないためにも、市として現場を信頼しつつ、現場が頑張れるよう、現場任せにしない仕組みを考えていただきたいと願います。

今回、乳幼児の発達支援というテーマで質問させていただきましたが、本市において全ての子供たちの発達状況を把握し、必要なお子さんにはフォローや支援がされていることが分かりました。これをさらに次のステップへと発展させて行ってほしいと思います。そして、就学児に対する放課後等デイサービスや特別支援学級、しいのみ学級への支援や連携へとつながってほしいと願っています。

子供たち一人一人の発達の姿を確認、共有し、子供同士、保護者同士、また、関連機関間などをつないでいく流れや仕組みがより進められていくことを要望して、私の質問を終わります。

**○烏野隆生議長**

以上で一般質問を終了します。

本日はこれをもちまして散会します。

午前11時04分散会